

狛江市休業要請支援金事業の実施について

【目的】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市が特定の店舗等について行う休業要請等に応じて休業を行った者に対し、狛江市休業要請支援金を交付することで、その休業に係る負担を軽減することを目的とする。

【対象】

- ① 休業要請等に応じて10日間以上の休業を行った者
 - ② 交付の決定時点において、市内で店舗等を営んでいる者
 - ③ 今後も営業を継続する意思のある者
- 等

【給付額】

1店舗又は1施設に50万円を交付する。

【申請期限】

令和3年3月31日（水）まで

【予算】

50万円×3店舗＝150万円

【提出書類】

- ・ 狛江市休業要請支援金交付申請書